

藤崎町開発許可に関する手数料

種 別	手数料		
	区 分	金 額	
法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による開発行為許可申請手数料	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満の場合	8,600 円
		開発区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満の場合	22,000 円
		開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満の場合	43,000 円
		開発区域の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満の場合	86,000 円
		開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満の場合	130,000 円
		開発区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満の場合	170,000 円
		開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満の場合	220,000 円
		開発区域の面積が 10 ヘクタール以上の場合	300,000 円
	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満の場合	13,000 円
		開発区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満の場合	30,000 円
		開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満の場合	65,000 円
		開発区域の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満の場合	120,000 円
		開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満の場合	200,000 円
		開発区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満の場合	270,000 円
		開発区域の面積が 6 ヘクタール以上の場合	350,000 円

		開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満の場合	340,000 円
		開発区域の面積が 10 ヘクタール以上の場合	480,000 円
	その他の開発行為	開発区域の面積が 0.1 ヘクタール未満の場合	86,000 円
		開発区域の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満の場合	130,000 円
		開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満の場合	190,000 円
		開発区域の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満の場合	260,000 円
		開発区域の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満の場合	390,000 円
		開発区域の面積が 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満の場合	510,000 円
		開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満の場合	660,000 円
		開発区域の面積が 10 ヘクタール以上の場合	870,000 円
法第 35 条の 2 第 1 項の規定による開発行為変更許可申請手数料		次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 870,000 円を超えるときは、870,000 円とする。 開発行為に関する設計の変更(ロのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ前号に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た	

		額 新たな土地の開 発区域への編入に係 る法第30条第1項第 1号から第4号まで に掲げる事項の変更 については、新たに 編入される開発区域 の面積に応じ前号に 規定する額 その他の変更につ いては、10,000円
法第41条第2 項ただし書の 規定による建 築物特例許可 申請手数料		46,000円
法第42条第1 項ただし書の 規定による予 定建築物等以 外建築等許可 申請手数料		26,000円
法第43条第1 項の規定によ る建築等許可 申請手数料	敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合	6,900円
	敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	18,000円
	敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	39,000円
	敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	69,000円
	敷地の面積が1ヘクタール以上の場合	97,000円
法第45条の規 定による開発 許可地位承継 承認申請手 数料	承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものである場合	1,700円
	承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1,700円
	承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1	2,700円

	ヘクター以上のものである場合	
	承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、その他のものである場合	17,000 円
法第 47 条第 5 項の規定による開発登記簿写し交付手数料	用紙一枚につき	470 円
法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 60 条の規定に基づく開発行為又は建築に関するに証明手数料	用紙一枚につき	300 円